6　4又は5のエライザ法による検査の反応が陽性である場合には、検査の結果が判明した日から十四日以上二十一日以内の間隔をおいて、再度エライザ法による検査を行うこと。

での温度で感作すること。

三　二により感作したブルセラ診断プレートを洗浄液で三回洗浄し、これに発色基質液（使用する直前に調整したもの）を分注した後、十分間二十度から三十度までの温度で反応させ、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により算出した指示血清に対する相対吸光度値で判定すること。

四　指示血清に対する相対吸光度値が三十以上であるものを陽性とし、三十未満であるものを陰性とすること。

3　補体結合反応検査の場合

一　十六時間から二十時間までの間四度から七度までの温度で感作した希釈血清（非働化血清を生理食塩液で五倍、十倍及び二十倍に希釈し、これらに等量の抗原とあらかじめ二単位となるように検定した倍量のモルモット補体を加えたもの）に二％めん羊感作血球液（あらかじめ検定した二単位の溶血素液と二％めん羊血球液を同量混和したもの）を加えて、三十